平成２６年（フ）第２９５号
埼玉県深谷市上柴町東６丁目10番地８コーポ美幸内、住民票上の住所埼玉県深谷市東方町４丁目17番地18　プレゼンツＡ棟―103号
破産者　遠藤　誠一
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１７７６号
横浜市磯子区森６丁目14番25号
破産者　河原　英信
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７７７号
静岡県伊豆市冷川1524　天城高原内大見台42、住民票上の住所横浜市磯子区森６丁目14番25号
破産者　河原　和子
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７７８号
横浜市南区吉野町４丁目19番地２　コスモ横浜吉野町702
破産者　河原ひとみ
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８７号
静岡県藤枝市岡部町岡部1570番地の154
破産者　坂本　眞一
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８号
滋賀県長浜市十里町274番地15　ヴィラワイエフ８―1011号室
破産者　松田　正一
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第１９５号
広島県福山市千田町２丁目45番14号　ブルメゾンＡ102
破産者　佐々木隆文
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２３号
徳島県三好市井川町岡野前９番地１、前住所徳島県三好郡東みよし町加茂3279番地12
破産者　長澤真由佳
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第２２６号
香川県さぬき市鴨部3234番地
破産者　山西　博子（旧姓三好）
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６２号
熊本県八代市松崎町438番地２
破産者　高山祐佳里
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第５９号
大分県中津市大字田尻1127番地３　田尻アパート111号室
破産者　矢野　　剛
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第３３７号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平1417番地１めぞんＨＩＹＡＮＥ201号
破産者　喜屋武町子
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１８３号
沖縄県うるま市字栄野比1024番地
破産者　島袋　貞子
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

免責許可決定

平成２６年（フ）第９６１号
堺市南区新檜尾台４丁16番20―310号
破産者　熊崎　明子
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
兵庫県川西市山下町２番１号　105、前住所兵庫県川西市東多田２丁目８番16号　203
破産者　松永　健一
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１６１号
兵庫県伊丹市昆陽泉町６丁目５番８号、前住所兵庫県伊丹市御願塚４丁目９番１―103号
破産者　南川　雅史
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２６８号
兵庫県川西市丸の内町13番16―203号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町島字柿瀬28番地の１
破産者　石川真智子
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２８５号
兵庫県伊丹市池尻６丁目195番地　池尻ハイツＢ―202号
破産者　元山　扶規
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３００号
兵庫県川西市笹部１丁目19番13号　106
破産者　南　千恵子
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３０１号
兵庫県宝塚市安倉南３丁目６番11―104号、前住所大阪府豊中市蛍池北町３丁目１番９号
破産者　岩上　優子（旧姓田中）
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３０２号
兵庫県川西市東久代１丁目８番24号
破産者　白石千鶴子
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３０４号
兵庫県伊丹市昆陽泉町３丁目４番地７
破産者　井上　京子（旧姓濱本）
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係